

付 議 第 8 号

高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案に係る意見聴取に関する議案

令和元年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

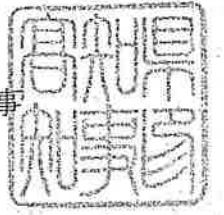
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



元高政企第 65 号
令和元年 6 月 3 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和元年 6 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和元年 6 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事請負契約の一部を変更する
契約の締結に関する議案

第 号

高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事請負契約の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

令和元年6月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

契約金額498,528,000円を520,214,400円に変更する。

高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案説明

高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事は、一般競争入札により、契約金額498,528,000円（当初契約金額456,840,000円）で、高知市八反町一丁目4番31号株式会社三宝工務店と請負契約を締結し、令和元年8月31日を完成期限（当初完成期限平成31年3月20日）として施行中であるが、校舎専門棟の各階への渡り廊下の建替工事の発注が遅れていることから、階段の昇降が困難な生徒等が使用する階段昇降機を校舎専門棟に新たに設置することに伴い、契約金額を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるものである。

高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案〔高等学校振興課〕

変更後契約金額 520,214,400円

議案の概要

須崎総合高等学校の平成31年4月に開校に向けて、既存校舎（旧須崎工業高等学校校本館及び南舎他）の改修工事を進めてきたが、工事内容の一部を変更する必要が生じ、契約金額が5億円を超過するため、地方自治法第96条第1項第5号及び高知県契約条例第2条の規定により変更契約を締結することについて、県議会の議決を求めるもの。

契約内容

工 事 名	高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事
契 約 方 法	一般競争入札（H30.6.4契約締結）
現 契 約 金 額	498,528,000円 （当初契約金額：456,840,000円）
変 更 後 契 約 金 額	520,214,400円 （21,686,400円増）
契 約 相 手 方	株式会社三宝工務店（高知市）
工 期	平成30年6月4日から 令和元年8月31日まで
面 積	延床面積：合計8,391.89㎡ 地上3～4階建



事業の概要

請負契約の一部変更理由

南舎と専門棟(地上3階建)をつなぐ各階の渡り廊下の施工に必要な高力ボルトの全国的な不足により、同ボルトの確保の目途が立たないことから、当該渡り廊下の建替施工（平面渡り廊下→各階渡り廊下）ができず、令和元年度以降に発注を待ち越さざるを得なくなりました。
その結果、南舎から専門棟への渡り廊下を利用した各階の通行ができない状態となっており、階段の昇降が困難な生徒等の専門棟2階以上の移動手段として、階段昇降機を設置しようとするもの。

